

令和 7 年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設 置 者 名	紀北町長 尾上壽一
施 設 名 称	長島不燃物処理場
設 置 場 所	北牟婁郡紀北町東長島 2926 番地
問 合 せ 先	0597-47-2880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

一般廃棄物 の 種 類	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
不燃ごみ (t)	6.97	6.93	5.51	6.23								

□ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等																														
点検を行った年月日、結果																															
月／日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月		○		○						○	○				○			○			○				○						
5月	○						○	○	○						○							○								○	
6月				○		○					○	○				○			○						○						
7月		○		○							○					○	○								○						○
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
措置を講じた年月日	講じた措置の内容

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工																														
点検を行った年月日、結果																															
月／日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4月		○		○						○	○				○			○			○				○						
5月	○						○	○	○						○							○								○	
6月				○		○					○	○				○			○						○						
7月		○		○							○					○	○								○						○
8月																															
9月																															
10月																															
11月																															
12月																															
1月																															
2月																															
3月																															

遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
措置を講じた年月日	講じた措置の内容

二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（地下水No. 1）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	0.009 mg/L (定量下限値未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)

一・二―ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一ピコグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年7月25日	0.038pg - TEQ/L
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（地下水No. 2）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
一・二―ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一ピコグラム以下	地下集水ポンプ	令和7年7月4日	令和7年7月25日	0.031 pg - TEQ/L

検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（放流水）

放流水の水質検査	基 準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)

四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	7.7(25℃)
生物化学的酸素要求量（BOD）	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<1 mg/L

化学的酸素要求量 (COD)	一リットルにつき九〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	1 mg/L (定量下限値未満)
浮遊物質 (SS)	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<1 mg/L
窒素含有量	一リットルにつき一二〇 (日間平均六〇) ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.5 mg/L
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	0 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<1 mg/L (定量下限値未満)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<1 mg/L (定量下限値未満)
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	0.005 mg/L (定量下限値未満)
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.04 mg/L (定量下限値未満)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	0.23 mg/L

	分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下				
一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年8月4日	<0.05 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一〇ピコグラム以下	浸出水処理施設	令和7年7月4日	令和7年7月25日	0.0012pg-TEQ/L

備 考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

埋立処分開始後（地下水 No. 1）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/L)
4 月	ポンプ No. 1	4 月 15 日	5 月 21 日	12.1	—
5 月	ポンプ No. 1	5 月 9 日	6 月 20 日	9.9	—
6 月	ポンプ No. 1	6 月 6 日	6 月 20 日	9.2	—
7 月	ポンプ No. 1	7 月 4 日	8 月 4 日	12.8	—
8 月	ポンプ No. 1				—
9 月	ポンプ No. 1				—
10 月	ポンプ No. 1				—
11 月	ポンプ No. 1				—
12 月	ポンプ No. 1				—
1 月	ポンプ No. 1				—
2 月	ポンプ No. 1				—
3 月	ポンプ No. 1				—
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。					

埋立処分開始後（地下水 No. 2）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/L)
4 月	ポンプ No. 2	4 月 15 日	5 月 21 日	10.2	—
5 月	ポンプ No. 2	5 月 9 日	6 月 20 日	6.8	
6 月	ポンプ No. 2	6 月 6 日	6 月 20 日	6.7	
7 月	ポンプ No. 2	7 月 4 日	8 月 4 日	8.0	
8 月	ポンプ No. 2				
9 月	ポンプ No. 2				
10 月	ポンプ No. 2				
11 月	ポンプ No. 2				
12 月	ポンプ No. 2				
1 月	ポンプ No. 2				
2 月	ポンプ No. 2				
3 月	ポンプ No. 2				
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。					

埋立処分開始後（放流水）

期日	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度（pH）	浮遊物質濃度（mg/L）	化学的酸素要求量（mg/L）	生物化学的酸素要求量（mg/L）	窒素含有量（mg/L）
4月	浸出水処理施設	4月11日	5月21日	8.0	3	1	<1	<0.5
5月	浸出水処理施設	5月9日	6月20日	7.8	<1	1	<1	<0.5
6月	浸出水処理施設	6月6日	7月22日	7.8	5	1	<1	<0.5
7月	浸出水処理施設	7月4日	8月4日	7.7	<1	1	<1	<0.5
8月	浸出水処理施設							
9月	浸出水処理施設							
10月	浸出水処理施設							
11月	浸出水処理施設							
12月	浸出水処理施設							
1月	浸出水処理施設							
2月	浸出水処理施設							
3月	浸出水処理施設							
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるもの								

を含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合			

ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

項目	浸出液処理設備の機能の状態																														
点検を行った年月日、結果																															
月／日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4 月		○		○						○	○				○			○			○				○						
5 月	○						○	○	○						○							○								○	
6 月				○		○					○	○				○			○						○						
7 月		○		○							○					○	○								○						○
8 月																															
9 月																															
10 月																															
11 月																															
12 月																															
1 月																															
2 月																															
3 月																															

浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
措置を講じた年月日	講じた措置の内容

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和 5 年 11 月 20 日	2,981 m ³